

協議会だより

二〇二〇年度第三次補正予算が成立しました

・利用定員六〇人以上 五〇万円以内

*利用定員とは、厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(以下「省令基準」)第一四条に示されて

二〇二一年一月二八日、二〇二〇年度の第三次補正予算が成立しました。

第三次補正予算では、学童保育で「新型コロナウイルス」の感染拡大防止を図るための費用が内閣府の「子ども・子育て支援交付金」に計上されています。

二〇二〇年度の第一次補正予算(二〇二〇年四月三〇日成立)では、「新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業」として、二〇一九年度の対象経費の実支出額との合計ではありませんが、国負担一〇分の一で、一支援の単位当たり五〇万円の予算が計上されました。

二〇二〇年度の第一次補正予算では、「新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業」として、二〇一九年度の対象経費の実支出額との合計ではありませんが、国負担一〇分の一で、一支援の単位あたり五〇万円の予算が計上されました。

・利用定員一九人以下 三〇万円以内

・利用定員二〇人以上五九人以下 四〇万円以内

二〇二〇年六月一二日成立では、学童保育を「児童福祉施設等」に含め、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」として総額四五二億円を計上し、マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品と、感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくための研修受講や、かかり増し経費などを含め、国負担一〇分の一で、一支援の単位当たり五〇万円の予算が計上されました。補助割合は、国・都道府県・市町村で三分の一です。

二〇二〇年七月一七日の締め切りまでに申請された分について、国の予算四五二億円では交付申請どおり交付決定するには予算が不足していたため、四五二億円の範囲内で交付決定を行ったが、第三次補正予算案において、必要な予算を計上している」との説明を受けています。また、変更交付申請について、第三次補正予算案が閣議決定されました。前述したこと

二〇二一年二月二一日、二〇二一年度の当初予算案が閣議決定されました。前述したこと

した。

そのほか、「放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業」として、六五億円の内数が計上されています。オンライン会議やオンライン研修を行うために必要な経費を支援するため、支援の単位当たり五〇万円の予算が計上されました。補

二〇二〇年六月一二日成立では、学童保育を「児童福祉施設等」に含め、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」として総額四五二億円を計上し、マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品と、感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくための研修受講や、かかり増し経費などを含め、国負担一〇分の一で、一支援の単位当たり五〇万円の予算が計上されました。補助割合は、国・都道府県・市町村で三分の一です。

二〇二〇年七月一七日の締め切りまでに申請された分について、国の予算四五二億円では交付申請どおり交付決定するには予算が不足していたため、四五二億円の範囲内で交付決定を行ったが、第三次補正予算案において、必要な予算を計上している」との説明を受けています。また、変更交付申請について、第三次補正予算案が閣議決定されました。前述したこと

二〇二一年二月二一日、二〇二一年度の当初予算案が閣議決定されました。前述したこと

第三次補正予算が成立した後、二〇二一年度予算案を年度内に成立させる方針と言われています。放課後児童対策については、つぎの記述があります。

(1) 放課後児童クラブ運営費

等 九三億円 (二〇二〇年度)

当初予算額八二二億円)※内閣

府予算(子ども・子育て支援交付金)

「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、二〇二一年度末までに約二五万人分の受け皿を整備し待機児童の解消を目指す、二〇二三年度末までに計約三〇万人分の受け皿の整備を図る。

〔令和三年度予算案における主な充実事項〕

・育成支援による体制の強化

放課後児童クラブの育成支援の質の向上等を図るため、遊びや生活の場の清掃・消毒等の運営に関わる業務、児童が宿題等を取り組むような促しや進捗管理等のサポート等、育成支援の

周辺業務を行う職員を配置した場合に加算を行う。

・第三者評価受審の推進

放課後児童クラブにおける質の向上を図るため、第三者評価を受審した場合に加算を行う。

厚生労働省への要請行動を行いました

二〇二一年一月一八日、全国

学童保育連絡協議会は、「公的

責任による学童保育制度の拡充

と財政措置の大増額を求める」要望書を、厚生労働省子ど

も家庭局子育て支援課健全育成

推進室、内閣府子ども・子育て

本部に届けました。また、「新・

放課後子ども総合プラン」を所

管する文部科学省総合教育政策

局地域学習推進課地域学校協働

活動推進室、内閣府規制改革推進

室にも要望書を提出しました。

今回、厚生労働省に重点をお

いて要望した点は、「新型コロ

ナウイルス感染症」の感染症拡

大防止と学童保育がその役割を果たすために必要な制度の改善

と財政措置を講じることです。

また、子どもの命と安全を守

ることがわかり次第、お知らせします。

るうえで欠かせない「省令基準」「運営指針」にもとづく「学童保育の『全国的な一定水準の質』を確保することについても要望しました。「省令基準」策定当初は「従うべき基準」として定められていた指導員の資格と配置基準は、残念ながら「参酌化」され、二〇二〇年四月から施行されています。参酌化を定めた「第九次地方分権」括法の「附則」では「施行後三年」つまり二〇二二年度中に見直しを行なうことが定められています。

「新型コロナウイルス感染症」対策を徹底し、さらに新興感染症にも対応していくことを念頭に、学童保育事業を継続して実施していくためにも、「従うべき基準」に戻すこと、「そのほかの施設の広さや子ども集団の規模などの「参酌基準」も「従うべき基準」とするよう、厚生労働省をはじめとした関係省庁や国会議員・地方議会へ働きかけていきましょう。